

江府町条例第5号

江府町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

江府町長 白石 祐 治

江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に江府町職員の給与に関する条例（昭和46年江府町条例第3号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により <u>100分の175</u> を乗じて得た額とする。	第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に江府町職員の給与に関する条例（昭和46年江府町条例第3号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。